

全ト協発第615号(環)

平成29年2月20日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三



大型貨物自動車の速度抑制装置に係る 改変の防止について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、大型貨物自動車の速度抑制装置（スピードリミッター）の機能を不正に改変するよう調整されたLジョイントをインターネットで販売した者が逮捕されたことを受け、国土交通省自動車局整備課長並びに安全政策課長より別添のとおり通達が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、傘下会員事業者に対し、Lジョイントの装着やパルス整合器の調整は、正規の目的以外で行うことがないように周知を図るとともに、整備管理者や整備事業者により車両にLジョイントの装着の有無を確認し、装着されている場合にあっては、その理由（タイヤサイズの変更に伴うなど）を確認するよう周知徹底方お願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019





国自整第335号
国自安第230号
平成29年2月15日

公益社団法人日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



自動車局安全政策課長



大型貨物自動車の速度抑制装置に係る改変の防止について

今般、大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造に絡みLジョイントをインターネットで販売した被疑者(運送事業者に勤務する運転者)が、落札者の道路運送車両法(不正改造)違反と道路交通法(速度超過、速度抑制装置整備不良車運転)違反を幫助したとして、逮捕される事案が発生しました。また、落札者のトラック運転者3名も事件送致されています。

Lジョイントの装着やパルス整合器の調整は、タイヤサイズ又は動力伝達装置の減速比の変更がなされた場合に限り、速度計の指示を適切に補正するため、自動車製作者が定めた作業要領等に基づき、速度抑制装置の機能を損なわないよう、細心の注意を払って行うべきものであります。

Lジョイントを不適切に装着することやパルス整合器の不適切な調整は速度抑制装置の不正改造に該当するため、整備事業者の場合には道路運送車両法に基づき、自動車運送事業者の場合には貨物自動車運送事業法に基づき、行政処分を行うことはもとより、道路運送車両法第99条の2(不正改造等の禁止)の違反について厳正な対処を行うこととなります。

については、貴会傘下会員に対し、不適切なLジョイントの装着やパルス整合器の不適切な調整により速度抑制装置の機能を損なう改変を行うことのないよう周知を図るとともに、当該改変が行われていないことを確認するよう周知徹底をお願いします。